

狛江市規則第 40 号

狛江市保健センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 20 日

狛江市長 松原 俊雄



狛江市保健センター管理運営規則の一部を改正する規則

令和8年4月20日
規則第40号

狛江市保健センター管理運営規則（平成8年規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(施設等使用の申込み等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、次のいずれかの事業を行おうとする者は、第2項第1号に規定する抽選予約を開始する前日までに、あいとぴあセンター施設等使用特別申請書（第1号様式）を市長に提出することができる。ただし、市長が必要と認めたときは、使用する前日までに申請書を提出することができるものとする。</u></p> <p>(1) <u>市又は教育委員会が主催又は共催する事業</u></p> <p>(2) <u>市に係る公益的法人が主催又は共催する事業</u></p> <p>(3) <u>その他市長が特に必要と認めた事業</u></p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(施設等使用の申込み等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>施設を使用しようとする者（施設予約システムを利用する団体等を除く。）は、あいとぴあセンター施設等使用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>5・6 (略)</p>
<p>(使用料の免除)</p> <p>第12条 条例第8条に規定する使用料の免除ができる場合は、次のとおりとする。ただし、第3号については健康増進室の利用者に限り適用するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市又は教育委員会が主催又は共催する事業のために使用する場合</u></p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第12条 条例第8条に規定する使用料の免除ができる場合は、次のとおりとする。ただし、第3号については健康増進室の利用者に限り適用するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市主催又は市と共催する事業のために使用する場合</u></p>

改正後	改正前
(3)～(6) (略) 2～5 (略)	(3)～(6) (略) 2～5 (略)

第1号様式及び第2号様式を別紙のように改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。